

令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う災害の影響を受けた事業主の皆様へ

～「失業給付」と「休業手当を支払う場合の助成金」のお知らせ～

① 事業所が災害により**直接被害**を受け、労働者を**一時離職**させる場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、**雇用保険の失業給付**を受給できる特別措置があります。

- 雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続きに必要な確認書類がない場合は、ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、一時的な離職が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 災害に伴う**経済上の理由**により、労働者を**休業**させる場合

災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、**雇用調整助成金**が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の 2 / 3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 風評被害による観光客の減少により、売上げが減少した場合等
- 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。
 - ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均値が、前年同期と比べ 10%以上減少していること。
 - ・ 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月間の月平均値が、前年同期と比べ、大企業の場合は 5%を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上増加していないこと。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。



千葉労働局管内ハローワーク

ハローワーク	所在地	電話番号
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3	043-242-1181
千葉南	〒260-0842 千葉市中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル 3階・4階	043-300-8609
市川	〒272-8543 市川市南八幡 5-11-21	047-370-8609
銚子	〒288-0041 銚子市中央町 8-16 銚子労働総合庁舎	0479-22-7406
館山	〒294-0047 館山市八幡 815-2	0470-22-2236
木更津	〒292-0831 木更津市富士見 1-2-1 スパ-カシティ木更津ビル 5階	0438-25-8609
佐原	〒287-0002 香取市北 1-3-2	0478-55-1132
茂原	〒297-0078 茂原市高師台 1-5-1 茂原地方合同庁舎 1F	0475-25-8609
いすみ	〒298-0004 いすみ市大原 8000-1	0470-62-3551
松戸	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル	047-367-8609
野田	〒278-0027 野田市みずき 2-6-1	04-7124-4181
船橋 (第一庁舎)	〒273-0011 船橋市湊町 2-10-17	047-431-8287
成田 (からべ庁舎)	〒286-0036 成田市加良部 3-4-2	0476-27-8609

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者を一時離職させる場合【雇用保険特別措置】

労働局	所在地	電話番号
千葉労働局 職業安定部 職業対策課 事業所給付係	〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 4F	043-221-4393

② 災害に伴う経済上の理由により、労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】